

御宿町制限付一般競争入札公告第1号

水道送水管耐震化更新工事の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第1項、並びに御宿町水道事業会計規則（昭和63年規程第1号）第72条より準用する御宿町財務規則（平成19年規則第6号）第122条の規定により、制限付一般競争入札の実施について次のとおり公告する。

令和4年6月15日

御宿町長 石田 義廣



1 入札に付する事項

- (1) 工事名 水道送水管耐震化更新工事
- (2) 工事場所 御宿町浄水場から第1配水池に至る送水管及び埋設道路町道2151号線
- (3) 工事期間 契約日から令和6年2月28日
- (4) 工種 水道施設工事
- (5) 工事概要

ア 目的 法定耐用年数に到達した耐震不適合送水管を耐震継手使用により更新し御宿町浄水場から御宿町第1配水池への送水が地震等の災害発生時に於いても安定して行えるよう耐震性の向上を図る。

イ 規模及び構造 管路延長 893.8m
管径 $\phi 350$ mm
布設管種 ダクタイル鋳鉄管 GX継手
撤去管種 鋼管及びダクタイル鋳鉄管A型継手
仮設管種 鋼管
舗装本復旧面積 2,542 m^2

- (6) 設計価格 214,896,000円（消費税及び地方消費税を含む）
最低制限価格 予定価格の80%以内

- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化が義務付けられた工事である。
- (8) 水道法（昭和32年法律第177号）並びに御宿町給水条例（平成9年条例第18号）に基づき、布設工事監督者の配置を義務付けられた工事である。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和4・5年度御宿町建設工事等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、水道施設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績がある者で、御宿町建設工事請負業者等指名停止基準（平成19年11月1日施行）に基づく指名停止措置を、本工事の公告日から入札日までの間、受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 本工事の入札日前6ヶ月以内に、手形又は小切手を不渡りした者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- (3) 千葉県内に本店、又は建設業法に基づく支店、営業所を有する者
- (4) 建設業法に規定する水道施設工事に係る経営審査事項の総合評定値について840点以上である者
- (5) 配置技術者について次の各号を満たすこと。
 - ①水道法第12条第1項及び御宿町給水条例第13条の2の規定により、布設工事監督者の資格を有する者を、当該現場に専任で配置できること。ただし、布設工事監督者の資格を有する者は、入札期日より起算して3ヶ月以上前から引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者とする。
 - ②公益社団法人日本水道協会による配水管工技能講習会若しくは、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会による技術説明会又は継ぎ手接合研修会を受講又は修了した、入札期日より起算して3ヶ月以上前から引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者を、当該現場に専任で配置できること。
ただし、前号の布設監督者の資格を有する者と別の技術者とすることは差し支えない。
 - ③落札者は、特別の場合を除き契約期間中において当該布設工事監督者および前号の技術者を変更することはできない。
 - ④入札参加申込後、入札までの間に、他の工事を受注したことにより配置予定の1号及び2号に規定する技術者を配置できなくなった場合は、入札を辞退すること。
- (6) 公告の日から起算して過去10年間に、当該工事と同種工事を元請として施工実績のある者。

3 入札又は開札の場所及び日時

(1) 日時 令和4年7月19日(火)午後3時00分

(2) 場所 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 御宿町役場大会議室

(3) 郵送等による入札は認めないため、当該日時に当該場所へ集合すること。

なお、電車の遅延などいかなる理由においても、開札時刻に当該場所へ到着していない場合、本入札に対して参加は認めない。

(4) 参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめる。

4 入札参加資格の確認に関する事項

本工事の入札参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書(別記第1号様式)を持参または郵送で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間等

ア 申請期間 公告日から令和4年6月27日(月)【必着】

イ 受付場所 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 御宿町役場建設水道課水道係
持参の場合 9時から12時、13時から17時まで
郵送の場合 「水道工事入札参加資格確認書在中」明示のこと

ウ 提出部数 2部(正・副)

エ 添付書類 ①建設業許可証の写し
②経営事項審査結果通知書の写し
③入札参加資格要件に係る本工事と同規模の工事契約書かがみの写し
(発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・施工延長等が確認できるもので、当初契約のみでよい。)
④選任配置予定技術者の資格を有することを証する書類及び3ヶ月以上の直接雇用関係を証明するもの
(写し、説明会受講歴については任意様式でよい。)
⑤委任状又は年間委任状の写し(必要な場合)
⑥誓約書
⑦返信用封筒(申請者の住所・氏名を記載した長型3号封筒に簡易書留分を加えた料金の切手を貼ったもの)

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和4年6月30日(木)発送の郵便により通知する。

なお、電話等での問い合わせは、一切応じない。

(3) 留意事項等

ア 提出された書類のみで判断できない事項が生じた場合は、記載責任者に連絡してヒアリングを実施することがある。

イ 申請書の工事概要等は、公告において明示した本工事と同規模工事の施工実績について判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。

5 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時

本工事に係る契約条項等（入札約款、設計図書等）の縦覧を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間 公告日から入開札の前日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
9時から12時、13時から17時まで

(2) 縦覧場所 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 御宿町役場3階 建設水道課

(3) 設計図書等の閲覧又は配付

御宿町ホームページ（URL <https://www.town.onjuku.chiba.jp/>）に掲載するので、必要に応じ閲覧又はダウンロードすること。

閲覧等に必要となるパスワードは、入札参加資格を満たした者に確認結果とともに郵送する。

掲載期間：公告日から入開札の前日まで

(4) 設計図書に対する質問について

設計図書等に質問がある場合は、電子メールで行うこと。

①送信先 御宿町建設水道課水道係 e-mail: suidou@town-onjuku.jp

②件名 「水道入札に係る設計図書に対する質問」

③受付期日 令和4年7月7日（木）17時受信分まで

④確認通知 受信確認が必要な場合は、確認通知を設定して送信すること。

⑤回答 質問に対する回答は、送信元へ電子メールにて回答する。

送信元以外への回答を希望する場合は、回答先を明記すること。

⑥回答期間 受信後、数日で随時行う。

6 入札保証金に関する事項

御宿町水道事業会計規則第72条の規定により準用する御宿町財務規則第126条の規定による。

7 入札の無効

本公告によるもののほか、次の各号に該当する入札は無効とする。

(1) 参加資格を有しない者のした入札

(2) 同一人がした2以上の入札

(3) 入札者が協定してした入札書

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が明らかでない入札

(6) 記名押印のない入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 入札参加資格を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

8 契約保証金

御宿町水道事業会計規則第72条の規定により準用する御宿町財務規則第142条の規定による、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

9 前金払

地方公営企業法施行令第21条の7並びに御宿町公共工事の経費に係る前払金に関する取扱要領第3条により、請負金額の4割以内で上限を3,000万円とする。

10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に、消費税及び地方消費税を含まない旨を明記すること。

11 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、工事費内訳書を提出すること。

なお、工事内訳書の様式は任意とするが、その記載内容は工事積算に必要な項目、数量、単価、金額等を明確にし、工事費内訳書としての内容を備えること。

(2) 以下に該当する場合は、その者の行った入札を無効とする。

ア 工事費内訳書を提出しない場合

イ 設計図書等を入札参加業者間で貸借した場合やコピー等を授受した場合

ウ 工事内訳書の記載内容及び工事費積算に必要な資料の入手方法に疑義を生じた場合

12 落札者の決定方法

(1) 御宿町水道事業会計規則第72条の規定により準用する御宿町財務規則第130条の規定により開札の結果、予定価格の範囲内において、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した額が最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 地方自治法施行令第167条の9の規定により、落札となるべき価格で入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 本件において、説明会等は実施しない。
- (2) 提出された資格確認資料の返却はしない。
なお、資料の公表や無断で目的外使用することはしない。
- (3) 地方公営企業法第40条の規定により、本入札に係る契約は御宿町議会の議決を要しないものとし、落札者と御宿町水道事業においては、仮契約は行わず、契約日をもって本契約を取り交わすものとする。
- (4) その他、入札に関することについては御宿町の規則等による。

問合せ 御宿町 建設水道課 水道係
〒 299-5192
千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地
電話 0470-68-6693